

## 二宮町男女共同参画プラン後期実施計画進捗状況調査結果概要

## 1. 重点プラン

## プラン2 地域づくりにおける男女共同参画

## ① 地域活動に参画しやすい環境整備の推進（町民課・防災安全課・消防課）

地域の自主的な活動や運営を支援するため地域活動支援交付金を交付して、関係団体との連絡を密に行事日程が重ならないように配慮するなど、誰もが地域活動に参加しやすい環境整備を行うよう、各地区へ働きかけを行った。また、役場窓口で転入者に自治会等への加入を呼びかけている。

防災訓練や応急手当講習の参加は増えつつあり、救命技術は老若男女に関らず必要となるので、他の講習と合わせて継続的に実施する。

積極的に会議の場を持った女性防災隊の地域活動も見られるが、消防団活動への女性参画については、消防団そのものの団員確保が困難な状況にあり、女性の参画を進める前段として消防団員の確保及び消防団活動への理解・協力が得られるよう、二宮町消防団広報誌の「Fire press Vol. 8」を発刊するとともに町ホームページへの掲載も行なった。

## ② 地域組織等におけるジェンダー・フリーの推進（町民課・企画財政課）

役割分業観等の慣習により女性の進出が遅れている「地域での男女共同参画」を推進するため、22年度には男女共同参画プラン推進連絡会設置要綱を改正し、推進啓発活動のさらなる活発化を図るため、任期満了に合わせて推進連絡委員の選出団体を見直した。

「地区長連絡協議会」からも推進連絡会委員としてご協力のもと、第2回男女共同参画出前講座を百合が丘地区において、講演を通じた慣習解消に向けた直接的な啓発を実施した。

地域活動の場では自主性を尊重しており、実情や組織の形態も様々であるが、組織内での女性役員の活躍は次第に増えてきており、啓発方法を工夫する等した継続的な啓発が必要である。

## ③ 地域における青少年リーダーの養成と青少年グループ活動の支援（生涯学習課）

「子ども会」と町が共催で行う各種行事への参加者に占める女性（役員、児童生徒含む）の割合は比較的高く、団体活動は盛んだが、子ども会自体の加入率が低下して児童の行事への参加率もさらに低下している。

子ども会育成者の負担減、子ども会活動の魅力増を目標として、子ども会活動を支援するため、青少年団体の育成から団体の育成を通じた青少年リーダーの養成へと主眼をシフトした。そのほか、「恵友会」や「シニアリーダーズクラブ」等の青少年団体の活動は活発ではあるが、地域と関わる機会が依然として少ないため、継続的に団体活動を支援しつつ、地域活動への積極的な参加を促す必要がある。

### プラン3

### 家庭への男女共同参画

#### ① 男性の家庭における役割に対する意識改革と学習機会の充実

(福祉課・保険予防課・高齢障がい課・生涯学習課)

女性に偏りがちな家庭生活での家事、育児、介護への男性の積極的な参加を促進するため、就労者でも参加しやすい土曜・日曜日の開催に配慮した各種講座等において参加率がアップした。

育児においては“イクメン”ブームにあやかり、子どもとのコミュニケーションの取り方や親子で楽しめる講座を実施したが、全体的には依然として男性の参加が少ないため、男女共同参画研修と合わせて男性が参加しやすい内容の講座を企画しPRに努める。また、育児相談は多いが、男性からの相談は皆無に等しいため、男性が相談しやすい体制の構築が必要である。

介護においては男性の関心が高まりつつあるが、女性への負担が多いのが現状であり、各種講座の参加を通して健康教室等への参加を促す呼び込み方式をとりながら、健康増進支援の向上と並行して事業を進めていく。

#### ② 仕事と家庭の両立に対する意識啓発 (企画財政課・生涯学習課)

22年度の男女共同参画講演会では“イクメン”に主眼を置き、子育てゼミナールともかためた結果、平日でも57%の男性の出席があり、多くの出席者を集めるには講師の知名度のほか、話題のタイムリーさや切り口の軽快さなどの企画力が求められる。

庁内連絡会議と推進連絡会議において、内閣府の「ライフ・ワーク・バランス」のDVDを鑑賞して情報提供を図った。

### プラン4

### 働く場における男女共同参画

#### ① 職場における男女平等の推進(ポジティブ・アクションの推進) (経済課)

事業者に向けた啓発が必要な分野であり、事業所等における女性の能力発揮のための研修の実施等について働きかけを行いたいが、研修会等を単独で実施できるだけの規模を持った事業所が少なく、啓発を行う機会も少ないため、積極的な啓発ができていない。町有のメディアだけでなく、商工会の会報を活用する等、円滑な情報発信を可能とする体制の整備と事業者の規模に合わせた啓発内容の工夫が必要である。

#### ② 多様な働き方ができる社会環境の整備（経済課）

事業者に向けた啓発が必要な分野であるが、SOHOやテレワーク等の就業形態を可能とするにはITの普及が不可欠であり、必要な機材を整備できる規模の事業所が少ないため、積極的な啓発ができていない。町有のメディアだけでなく、商工会の会報を活用する等、円滑な情報発信を可能とする体制を整備するとともに、まだ馴染みの少ない就業形態であることを考慮して、具体的な事例の紹介等も含めた啓発内容の工夫が必要である。

#### ③ 能力開発とスキル向上への支援（経済課・生涯学習課）

女性農業者は農業生産及び農業経営に参画しているが、農業経営士のレベルには至っていないため、技術力の向上を目的とした講習会等を継続して行うとともに、経営等の新たなスキルについても情報提供や啓発に努める。また、起業支援や再チャレンジ支援等の研修や相談等の情報についても、町有のメディアを通じた情報コーナーのPR等に努める。

図書購入費の削減に伴い、職業等に関する能力開発やスキル向上の支援をするための関連資料の収集には制限がある。「身近な余暇ガイド」により学習情報の提供をすることで、行政主導から学習者自らによる活動への移行のための支援をしている。その1つとして、町民大学の修了者を次の指導者として育成するため、フォローアップ講座やサポーター講座を開催したが、今後も継続的なフォローアップが必要である。

#### ④ 育児・介護休業制度等の周知（企画財政課・経済課）

町民、事業者両者に向けた啓発が必要とされるが、広報紙等の掲載スペースには限りがあるため、啓発の頻度を維持することが困難な状況にある。また、従業員が少ない規模の事業所では、制度への理解はあっても実際に休暇取得者が出た場合に対応が困難であることから普及が進んでいない状況にある。町有のメディアや商工会会報等の活用他、広報紙からホームページに情報伝達の手段をシフトする等、情報発信手法の工夫が必要である。

22年度より広域連携事業と絡めて男女共同参画講座や講演への参加を促しているが、今後も育児・介護休業制度の共通テーマを盛り込むことで、近隣市町と連携した周知啓発の効果が期待できる。

#### ⑤ 女性の自営業従事者やパートタイム労働者の雇用環境の整備（経済課）

事業者に向けた啓発が必要な分野であるが、多様な就業形態に柔軟に対応するには、アルバイトやパート等の割振りをしなければならず、ニーズに対応できる規模の事業所が少ないため、積極的な啓発ができていない。町有のメディアや商工会会報等の活用他、就業形態を多様化することで得られるメリットをわかりやすく示す等、啓発内容の工夫が必要である。

## 2. これまでに引続き進める取り組み

### プラン1 政策・方針決定の場への男女共同参画

#### ① 各種審議会等への女性参画の促進（企画財政課）

「審議会等への女性の参画を推進するための方針」を策定し、各課等を通じて審議会等の女性登用率の向上に努めているが、22年度の実績は23.6%で、依然として後期実施計画の目標値（30%）を達成することができていない。その要因としては選任基準に有資格者や充て職の定めがある審議会等が多いため、選定基準の緩和等について県や国への働きかけが必要である。

### プラン5 制度・慣行や慣習の見直しと男女共同参画の意識の形成

#### ② メディア・リテラシーの向上（企画財政課）

広報紙やホームページにおいて掲載される文章やイラストについて性差を意識させないように配慮しているが、受け手側にも個人差があるため、完璧に対応することはできない。

また広報紙等の掲載スペースに限りがあるため、啓発の頻度を維持することが困難な状況にある。啓発媒体を広報紙からホームページにシフトする等、他の啓発内容と合わせて計画的な啓発が必要である。

### プラン7 女性の性と人権の尊重

#### ③ リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発（保険予防課・生涯学習課）

男女共同参画講演会及び人権教育研修会を開催したが、それぞれ年1回の開催であり、現状ではリプロダクティブ・ヘルス／ライツの幅広い課題に対応できていない。人権や男女共同参画といった表現から受ける印象は硬いこともあり、思春期の生徒を対象とする際には性に関する認識に偏りがでないように充分配慮し、時代のニーズを的確に捉えて講演会等に参加しやすいように切り口を変えてテーマを選定する等、実施手法の工夫が必要である。

毎月1回の母子保健や健康相談を通じて、母親相談要フォロー者の継続支援をしているが、相談件数が増加傾向にある。

#### ④ あらゆる暴力の根絶（企画財政課・福祉課）

DV、セクシュアルハラスメントの防止に向けた各種啓発を行い、人権講演会では座学だけでなく参加型にするなど人権問題について入りやすいような手法で実施した。また、広く参加を呼びかけていることから、手話通訳者の派遣も実施した。町民に対しての啓発が行き届いていないため、啓発方法を工夫する等した継続的な啓発が必要である。

#### ⑤ 相談体制の充実（福祉課）

DV被害への窓口を福祉課に設置しているが、専門の相談員がいないため、一時保護等の措置が必要となった場合には、県や警察と連携をして対応しているが、22年度からは平塚保健福祉事務所、大磯町の担当者等と連絡会議を行い、連携の強化を図っている。

DV被害は家庭内の問題として発見が遅れがちなため、相談があった際には早急な対応が求められる。例年数件の相談があり、潜在的な被害者が見込まれることから、他課と連携調整して継続的な情報提供による啓発と被害者のサポートに努める必要がある。